

自転車の交通ルール

令和8年4月1日
 警察本部
 高知県警察

交通反則通告制度

令和8年4月1日から
 16歳以上の自転車利用者が対象に追加されます。

指導取締り方針

危険性が高い違反、
 または警察官の指示に
 従わず違反行為を
 行った者に対しては、
 積極的な取締りを行
 います。



【交通切符】



【反則切符】



令和8年
 4月1日

警告票による警告
 も引き続き行います。



これまで全ての違反を交通切符で
 処理していたものが、比較的軽微で、
 定型的な違反については、反則切符
 で処理することとなります。

自転車の主な交通ルール

従うべき信号と停止位置

信号無視 6,000円

道路交通法第7条

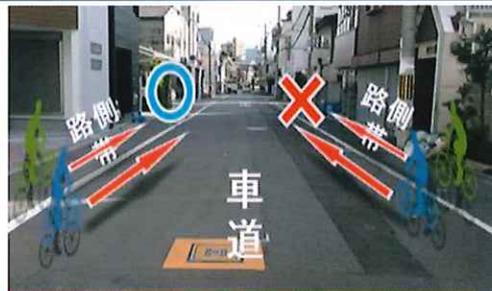


車道の左側通行が原則です！ 左側の路側帯も通行可能です！

通行区分違反 6,000円

道路交通法第17条第1項、第4項又は第6項

車道の右側通行や、
 右側に設置された
 路側帯を通行する
 などの行為



車道右側や右側の路側帯は、
 通行できません。

路側帯通行時の歩行者の
 通行妨害 3,000円

道路交通法第17条の3第2項

自転車が行ける
 路側帯で歩行者の通行
 を妨げるような
 速度と方法で
 通行する行為



公安委員会遵守
 事項違反 5,000円

道路交通法第71条第6号

イヤホン等
 を使用して安全な運転
 に必要な交通の音等
 が聞こえない状態
 で運転する行為



傘をさしたり、
 手に物を持つなど、
 運転の視野を妨げたり、
 安定を失うおそれのあ
 る方法で運転する行為



並進禁止 3,000円

道路交通法第19条

他の自転車と
 横に並んで
 自転車で行く行為



一列で走りましょう。

歩道通行方法 [道路交通法第63条の4第1項]

普通自転車は、次の場合には、歩道を通行することができる。

例外規定!

歩道通行可の標識・標示がある場合	子供や高齢者、身体障害者が運転する場合	車道又は交通の状況に照らし通行の安全を確保するため、やむを得ない場合
道路標識  道路標示 	13歳未満の子供  70歳以上の高齢者 	道路工事や駐車車両が多い等の理由で車道通行が困難な場合など 

歩道通行方法 [道路交通法第63条の4第2項]

歩道を通行するときは、次の事項を守らなければならない。

- 歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません。(歩行者の有無にかかわらず)
- 歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければなりません。

歩道は、歩行者優先!



歩道通行時の通行方法違反 3,000円
道路交通法第63条の4第2項



通行禁止違反 5,000円

道路交通法第8条第1項

標識を確認!

道路標識などで自転車の通行が禁止されている道路や場所(歩行者天国など)を通行する行為



指定場所一時不停止等 5,000円

道路交通法第43条



遮断踏切への立ち入り 7,000円

道路交通法第33条第2項

遮断機が閉じていたり、閉じようとしているときや警報機が鳴っているときに踏切に立ち入る行為



歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反) 5,000円

道路交通法第9条

帯屋町アーケードなどの歩行者用道路!



交差点安全進行義務違反等 6,000円

道路交通法第36条

信号のない交差点で、左から来る車両や優先道路などを通行する車両などの進行を妨害する行為



交差点優先車妨害等 5,000円

道路交通法第37条

右折するときは、左側端に沿って、直進してから!



制動装置(ブレーキ)不良自転車運転 5,000円

道路交通法第63条の9第1項

ブレーキ装置がなかったり、ブレーキの性能が不良な状態で走行する行為



携帯電話使用等 12,000円

道路交通法第71条第5号の5

携帯電話で通話しながら、携帯電話の画面を見ながら運転する行為や携帯電話を使用中に他の交通に危険を生じさせる行為



飲酒運転

道路交通法第65条第1項

酒酔い運転
5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金

酒気帯び運転
3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金



ヘルメットを着用しましょう。

令和5年4月1日以降、全ての年齢層の自転車利用者に対して、乗車用ヘルメット着用が努力義務が課されています。

自転車事故で亡くなった方の約7割が頭部を負傷!